

関西広域連合指定金融機関の候補となる金融機関について

関西広域連合指定金融機関については、関西広域連合の本部事務局の設置が予定されている大阪府に店舗を有し、かつ、現に都道府県において指定金融機関としての指定を受けている金融機関に対し、広く公募を行い、選定委員会を設置し審査を行った結果、下記のとおり指定候補者を決定したので、別紙により告示します。

1. 金融機関名
株式会社みずほ銀行
2. 代表者
取締役頭取 西堀 利
3. 主たる事務所の所在地
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 5 号

参考

地方自治法第 235 条で都道府県は指定金融機関を置くことが義務づけられており、関西広域連合にはこの規定が準用される。

地自法第 235 条

都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

別紙

関西広域連合指定金融機関の指定

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 1 項の規定により関西広域連合指定金融機関を次のとおり指定する。

- 1 名 称 株式会社みずほ銀行
- 2 所在地 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 5 号
- 3 取扱事務 公金の収納及び支払

地方分権の推進に係る意見

平成22年12月4日

鳥取県知事 平井伸治

1 近畿地方環境事務所が所管する権限のうち、「国立公園」部分の関西広域連合への移譲について

京都・兵庫・鳥取の3府県にまたがる山陰海岸の管理は、近畿地方環境事務所が所管しているが、山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに加盟認定されたこともあり、この事務が関西広域連合に移譲されることは、国の出先機関改革に関し、大変シンボリックである。近畿地方環境事務所が所管している権限のうち、「国立公園」に関する権限を関西広域連合へ移譲するよう、関西広域連合が国に強く求めていくことが必要である。

2 「国出先機関対策委員会（仮称）」について

資料『「国出先機関対策委員会（仮称）」の設置について（案）』に関し、7（2）を次のように修正（下線部を加筆）することを提案する。

（2）国への要請

検討結果を踏まえ、国の各府省に対して、地方自治法第291条の2第4項の規定に基づき、移譲を要請していく。

（修正理由）広域連合という高い権能を持つ組織を構成したのであるから、法律上の根拠に基づき移譲を強く求めていくことを明示すべき。